

父母連ニュース

草加市保育園父母会連合会 機関紙

2011年度 第6号/2012年1月14日発行

発行責任者：高山 943-2616

表面：第29回埼玉子育て・保育のつどい参加報告

裏面：【情報】年少扶養控除廃止で、草加市の保育料はどうなる？



第29回埼玉子育て・保育のつどいへのご参加 ありがとうございました

さる2011年12月11日(日)、獨協大学35周年記念館他において「第29回埼玉子育て・保育のつどい」が行われました。埼玉県内各地を会場にして行われているこの「保育のつどい」の開催地が2011年度は草加市となったことを受けて、今年度については、父母連としては、毎年行っている「草加子育てのつどい」に代わる大きな学習会と位置付け、各保育園父母会からたくさんの参加者を募り、ご参加いただきました。おかげさまで参加者は560人(主催者発表)と大勢の参加者で活発な論議がなされました。くわしくは埼玉保育問題協議会 Web サイト (<http://www.geocities.jp/homonkyou/CCP011.html>) をご覧ください。

「“保育施設での事故を考える”分科会に参加して」 父母連事務局 阿部善子

まず痛ましい乳児の死亡事故の多さに驚きました。2011年だけでも、全国で9名の乳児が保育施設で死亡しており、埼玉県内では3件の死亡事故が起きているのです。信頼して預けた保育施設で可愛い我が子が突然亡くなる現実、あまりに悲し過ぎます。何としてもこのような痛ましい保育事故は起こしてほしくない!防がなければ!と強く感じました。

ではそのような保育事故はどのような状況下で起きているのでしょうか。

- ①うつぶせ寝で目を離す
- ②無資格の保育者
- ③預けて短時間
- ④立入調査で不備が指摘されている
- ⑤待機児の多い自治体
- ⑥認可外保育施設

などの状況下で死亡事故が起きているそうです。乳児の死亡事故を減らすためには、「危険なうつぶせ寝をやめる」「お昼寝時には決して無人にせず、顔色や呼吸の状態等を細かく確認する」「保育士の配置基準を守る」「有資格者による保育経営や研修の実施」などが挙げられるそうです。特に“危険なうつぶせ寝をやめる”ことや“お昼寝時のチェック”は家庭でもできることであり、可愛いお子さんの命を守る上でも、大切な留意点と言えます。

心強いことに、草加市の保育士の先生方は本分科会にも参加して熱心に学習されていました。草加市の場合には、公立保育園と家庭保育室とが協力し合って研修を実施したり、人員配置もきちんと守られているようですので、このような事故は決して起きないと信じています。しかし油断は禁物...保育者と保護者の信頼関係の下、日常の保育がオープンに行われていることも大切だというお話しでしたので、今一度保育士の先生方と保護者とが上記のような留意点を再確認することが、安全・安心な保育につながることも感じました。

最後にジャーナリストの猪熊弘子氏からは、“制度を作り実施してから細かい所を考えようということではいけない。「子ども・子育て新システム」の下では、自治体の保育実施責任が無くなり保育所への入所の可否は事業者の判断に任される、最低基準の地方条例化で国の最低基準が引き下げられる危惧もあるため、皆で声を挙げて運動していく必要がある。国の予算の使い方を見直せば、現行の公的保育制度を守り、待機児解消のための保育所増設も可能である。”などのお話しがありました。

子どもの命や安全が守られ、のびのびと育つことのできる環境を作っていくことは、私たち大人や社会の責任であることを、改めて考えさせられた分科会でした。



第 29 回埼玉子育て・保育のつどい 情勢学習

「大きく変えられようとしている保育制度」 父母連事務局 中島幸代

「子ども・子育て新システム」の問題について、墨田区で保育士をされている高橋光幸さんから、分かりやすく楽しくお話していただきました。このシステムの一番の問題は「子どものための制度」ではなく、「保育を利用する大人の都合」だけに焦点があたっているという話に大変納得させられました。また、子どもは有能な存在として保育や教育をデザインしている北欧・中欧の保育先進国の情勢とは全く逆行しているこの新システムは、実施されても数年で破綻するであろうとも。「子どもの幸せが親の幸せ」というのは、私たちが保護者が声を上げないと政府は分からないのでしょうか。運動が世論を広げ、世論が政治を変える・・・みんなで頑張れば、制度を阻止できる可能性はまだあるのかな、とあきらめな

新システム
NO!

●年少扶養控除廃止で、草加市の保育料はどうなる？●

先日、ある保護者の方から父母連メールあてにご質問とご意見をいただきました。その要旨は、「平成 23 年度から年少扶養控除が廃止（※）になり、所得税が増えた。これによって平成 24 年度の保育料が上がるのではないかとすれば実質的な保育料の引き上げとなるのではないのでしょうか？」

というものでした。確かに今年度から年少扶養控除が廃止され、みなさんの所得税が増えたことと思います。ご存知の通り、草加市の保育料は前年度における世帯の所得税額から算出されていますので、このまま計算すると 24 年度の保育料は「収入が増えていないのに増額される」こととなります。これは大変と思い、早速保育課に問い合わせましたところ、以下のような回答を得ました。

「年少扶養控除廃止によって所得税が増えたのは事実ですが、一方、国から『各自治体における保育料算出に当たっては、「年少扶養控除があったとみなした所得税額（つまりこれまで通りの算出額）」を用いて保育料を決定するように』と通知がありました。草加市としては、国の通知通りに算出するか、もしくは保育料表自体を見直すか、これから検討してまいります。いずれかの方法で年少扶養控除廃止による所得税の増額にともなう保育料負担が増えないような方策をとる予定です。」
(草加市子ども未来部保育課 石垣課長談)

具体的な軽減策は「国からの通知によるの算定方法」もしくは「保育料表自体の見直し」いずれになるかはまだ決定ではないとのことでしたが、父母連としては「保育料表の見直しといっても、年少扶養控除は人によってさまざまであるために、単に保育料表を改定することでは対応しきれないのではないか」と考えています。保育課も同様の考え方ようで、話し終えた個人的な印象としては国通知の算定方法を採用するのではないかと印象を受けました。

とりあえずご安心いただければと思います。父母連としては、2月に予定されている市長懇談会において、この問題に関する市としての取り組みの進捗を質していきたいと思っています。

(父母連会長：高山)

※年少扶養控除の廃止

2010 年度から始まった「子ども手当」を支給する代わりに、2011 年度から子ども手当の受給対象となっている中学生以下の子どもについて認められていた「年少扶養控除（控除額は所得税 38 万円、住民税 33 万円）」が廃止されたという税制措置。これによって中学生以下の子どもを扶養している世帯においては、2010 年度と比較して所得税と住民税が実質増税となっている。